

南の関うから館活用基本計画

うから館 活用ビジョン



誰もが気軽に参加できる、
まちに「ひらかれた」あそびの場

令和5年3月
南関町

目 次

1. 計画の目的と対象	1
2. うから館の活用に係る課題	5
3. コンセプト	10
4. ゾーニング（基本的な機能配置）の方針	10
5. 計画方針	11
6. 設備計画方針	15
7. 撤去可能な壁等に関する構造検討	16
8. 運営方式について	19
9. 事業スケジュール（案）	19
10. 事業費について	19

1. 計画の目的と対象

1) 計画の目的

本町は令和3年度に「南関町地域未来構想」を策定している。構想のうち「モデル地区構想」は、南の関うから館を核とした中心市街地の活性化に向けた議論により作成された。

本計画は、モデル地区構想をもとに、平成31年3月に閉館した「うから館」を本町の拠点の一つとして再生するため、うから館改修の基本計画の検討結果をとりまとめたものである。

2) 計画の対象

計画の対象となるうから館、及び移転を検討する図書館の概要は次のとおりである。

■うから館の概要

所在地	〒861-0803 熊本県玉名郡南関町関町1230番地		
敷地面積	16,805 m ²	構造/階数	RC造/2階建
延べ面積	3,793 m ²	計画対象面積	1階部分：2,737.44 m ²
竣工時期	1997年		
これまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・1997年に竣工、1998年開館。2003年度に家族風呂棟が増築された。2019年3月に温浴機能が廃止され、現在は1階の調理室や2階のホール等、温浴以外の機能のみが利用可能である。 ・家族風呂棟増築より以前に一度、空調改修工事が行われた。 ・運営は直営の時期と指定管理者制度により委託していた時期があり、現在は直営である。 		

■図書館の概要

所在地	〒861-0803 熊本県玉名郡南関町関町1319番地		
構造/階数	RC造/1階建	竣工時期	1995年3月
延べ面積	約500 m ²	総蔵書数	65,222冊
利用状況	R3年度実績：利用人数 8,410人／年 貸出冊数 38,094冊／年 H30年度実績：利用人数 13,927人／年 貸出冊数 42,350冊／年		
運営コスト	R4年度予算 21,401千円 (人件費[3人]、備品費、委託料、使用料および賃借料、光熱水費、消耗品費(雑誌・新聞含む)、役務費、報償費・修繕費、負担金等)		

うから館の外観



図書館の外観



【参考】南関町地域未来構想におけるうから館

令和4年3月に策定された南関町地域未来構想においては、モデル地区として中心部のまちづくり構想が検討された。検討の結果、うから館は「本のあるたまり場」（多世代交流拠点）としての活用の検討」とともに、旧役場庁舎の敷地にある図書館および公民館機能の移設の検討が位置づけられた。具体的には、うから館の2階部分は「公民館機能の移設」、1階部分は「図書館機能の移設」として活用を検討することとなっている。

■中心部（役場周辺地区）の未来構想（案）

<p>最終案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧役場庁舎及び公民館敷地に若者定住拠点（若い世帯向け賃貸住宅）等の定住拠点を検討 ・図書館は機能をうから館に移設することを検討し、社会福祉協議会又は定住拠点と併せた活用を検討 ・うから館は「本のあるたまり場」（多世代交流拠点）としての活用を検討
<p>考え方</p>	<p>○図書館：・図書館機能をうから館に移設することを検討し、社会福祉協議会又は定住拠点と併せた活用を検討</p> <p>○旧役場、公民館敷地：若者定住拠点 + 御茶屋跡の前庭広場 + 来客用駐車場 ・若い世帯向け賃貸住宅（移住定住希望の子育て世帯や単身世帯優先など）</p> <p>○うから館：・2階部分/公民館機能の移設 ・1階部分/図書館機能の移設 ⇒ 本のある“たまり場（多世代交流拠点）”の創出</p> <p>○めぐりルート：うから館—商店街—正勝寺—御茶屋跡を結ぶルート（カラー舗装化）</p>

3) 検討プロセス

「南関町南の関うから館等活用検討委員会」（以下、略称する場合は「検討委員会」）が設置され、3回の委員会及び2回のワークショップが開催された。それらの実施経過は次のとおりである。

■南関町南の関うから館等活用検討委員会等の実施経過（開催場所はいずれもうから館）

検討委員会等	実施日時	主要議事等
第1回 検討委員会	令和4年8月29日（月） 14:00～16:00	1. 活用委員会の進め方について 2. うから館の活用の方向性について
第1回 ワークショップ	令和4年10月1日（土） 9:30～12:00	1. 挨拶・全体説明 2. 第1部 まち歩き（3チーム）～まちの「宝物」を見つけに行こう！ 3. 第2部 グループワーク～エリアとうから館の「宝物」を再発見する～
第2回 ワークショップ	令和4年10月21日（金） 19:00～21:00	1. 挨拶・全体説明 2. 導入ワーク 「うから館を活用したまちの歩き方」～まちとうから館の活用シーンを考える～ 3. グループワーク うから館を活用したみんなの“遊び方”～おとなやこどもがうから館でどう遊ぶ（使いこなす）か～
第2回 検討委員会	令和4年12月16日（金） 9:30～11:30	1. うから館の計画条件及び改修方針について 2. うから館の運営方法について
第3回 検討委員会	令和5年2月28日（火） 10:00～11:30	1. うから館活用基本計画について

第1回WS（まち歩き）の様子



第2回WS（グループワーク）の様子



■南関町南の関うから館等活用検討委員会 委員名簿

番号	区分	所属	職名	氏名
1	識見を有する者	崇城大学建築学科	教授	西郷 正浩
2	住民を代表する者	南関町区長会	区長会長	末竹 信雄
3	各種団体の代表	南関町商工会	商工会長	永松 史人
4	公民館・図書館利用者代表	南関町文化協会	文化協会員	松本 隆明
5	公民館・図書館利用者代表	図書館運営協議会	運営協議会員	前田 朱美
6	各種団体の代表	地域婦人会	婦人会員	永松 泰子
7	各種団体の代表	生活研究グループ 連絡協議会	協議会員	葛城 れい子
8	各種団体の代表	A-lifeなんかん	理事	釘本 種幸
9	各種団体の代表	社会福祉協議会	事務局長	島崎 演
10	町民代表(公募)			酒見 夕貴
11	町民代表(公募)			山口 明美
12	町職員	南関町役場	地域おこし協力隊	岩下 小太郎
13	町職員	南関町役場	副町長	大木 義隆
14	町職員	南関町役場	教育長	谷口 慶志郎
15	町職員	南関町役場	総務課長	坂田 浩之
16	町職員	南関町役場	建設課長	嶋永 健一
17	町職員	南関町役場	教育課長	武田 博
18	町職員	南関町役場	福祉課長	田代 由紀
19	事務局	南関町役場	まちづくり課長	竹崎 俊一
20	事務局	南関町役場	まちづくり課 課長補佐	大塚 菊雄
21	事務局	南関町役場	まちづくり課 商工観光係長	菅原 順子
22	事務局	南関町役場	まちづくり課 企画振興係長	大森 敏和

2. うから館の活用に係る課題

うから館の活用に係る課題は次のとおりである。

課題1：地域活力の維持・向上への貢献

南関町最大の課題は、高度成長期以後継続する人口減少への対応である。世帯数も H22 年以降減少傾向にあり、特に、20 代の社会減が大きい。町が持続していくためには、町で生まれ育った若年世代が住み続けたいと思える環境や、町内・周辺で働く就業者が町を居住地として選択したいと思えるような魅力を創造していくことが基本的な命題である。

その対応の一つとして、南関町地域未来構想において役場移転を契機とする、うから館や旧役場敷地での若者定住拠点整備等の公共施設再編が位置づけられている。この構想を土台としながら、町外からの移住者の増大、交流人口も含めた来街者の増大に資するよう、地域活力の維持・向上に貢献するうから館の活用のあり方を検討していくことが課題である。特に、多様な属性の町民が滞在する場所づくり、特に子どもの滞在を促す仕掛けづくりを検討していくことが求められる。

課題2：図書館の全面移転の可能性の検証及び図書館スタッフ等の要望の反映

南関町地域未来構想において、うから館は「本のあるたまり場」（多世代交流拠点）としての活用の検討」とともに、旧役場庁舎の敷地にある図書館および公民館機能の移設の検討が位置づけられている。そうした背景より、まず現図書館の全面移転の可能性を検討し、その可否について方針を定めておくことが求められる。その際、現図書館の現状と課題を熟知する図書館スタッフ等の声を尊重し、参考1に示すような事項に留意しながら検討を進めていくことが重要である。

課題3：交流機能の強化

南関町地域未来構想において、うから館の2階部分は「公民館機能の移設」、1階部分は「図書館機能の移設」として活用を検討することとなっている。現在、うから館の2階はすでに地域活動等の拠点となる交流スペースとして活用されているものの、改修にあわせて、さらなる交流機能の強化を図ることが望ましい。その際に参考となるのは、旧公民館の利用団体等、利用者や利用内容の把握である。

別紙2はその結果を示したものであり、令和3年度現在、公民館を定期的に利用しているのは31団体で、クラブ活動や公民館の定例講座のほか、文化協会、NPO法人、社会福祉協議会、自治会等が利用している。ほかに、成人式といった町の行事や町職員組合による利用もある。利用人数は10名以下が多いが、多い場合は30人程度と幅がある。また習字教室や会議等の静的な活動も、着付教室やダンス等の動的な活動も行われており、人数・活動内容の両方から大小さまざまな部屋に利用ニーズがあることが窺える。現うから館の2階のみでは不足する、大小さまざまな活動を受け止める計画が必要と考えられる。

課題4：町民等の利用者のニーズの反映

2回にわたって開催されたワークショップにおいては、多数の参加者からの意見・アイデア等が得られた。そのうち、参加者が「〇〇したい」（＝未来のうから館で積極的に行いたいこと）だけでなく、参加者が「〇〇できる」（＝未来のうから館に当事者等として貢献できること）と意思表示した事項（参考3参照）については、うから館の重要な計画条件として特に留意しておくことが求められる。

なぜなら、改修後のうから館が再投資した直後だけでなく、長く町民に愛され活用されるためには、うから館の運営や魅力付けに関して、町民等の主体的で継続的な関与が求められるからである。ワークショップ等で得られたヒントに基づき、物理的な改修計画に反映していくとともに、改修した後の運営を視野に入れて、「〇〇したい」・「〇〇できる」という町民等の声を大切にして、そうしたニーズを受け止めるこ

とができるような運営の方向性を検討していくことが重要である。

課題5：今後30年程度の活用期間を見越した改修内容とコストのバランスの確保

うから館は1997年に竣工した後、30年弱の間、使用されてきた。しかし、2階の空調設備を除いて、大規模な修繕は一度も実施されていない状況にあり、現地調査を行った結果、下記に示すような外壁や屋上防水の劣化等の他、設備面においても不具合や改修が望まれる設備等が確認された。

汚れや劣化が目立つ外壁



漏水跡とみられる天井のシミ



今回、うから館の活用・改修に関して投資を行うのであれば、少なくとも今後30年、望ましくは50年程度、うから館は存続するものと考えた改修内容とすることが望まれる。特に、給排水管や電気配線・空調関係等、床・天井の撤去を行わなければ大規模な改修が困難なものについては、ライフサイクルコスト低減の観点から実施しておくことが合理的である。一方で、本町の厳しい財政事情を考慮すると、できるだけコストを抑えることも重要な課題である。今後のロングスパンの活用期間に見合った改修内容とともにコストのバランスの確保を図っていくことが求められる。

課題6：法的・技術的課題への対応

本基本計画は、温浴施設等として活用されてきたうから館という既存建築物を再活用・改修する方針を定めるものである。既存建築物を改修する場合、新築の建築物と異なる法的・技術的な課題へ対応することは基本的かつ重要な課題である。

法的な課題の例としては、建物用途の変更に伴う関連法令への適合について建築審査機関に確認しておくことが挙げられる。現在の建築基準法上の用途は、公衆浴場・宿泊施設（平成26年に用途変更）であり、改修後は図書館等となる。図書館等はバリアフリー法の対象であり、エレベーター改修の必要性等、同法の適合について確認し、適合しない場合の対処について検討しておくことが求められる。

また、技術的な課題の例としては構造安全性の確保が挙げられる。図書館として活用するには、一定の広がりのある空間を確保することが必要であり、そのためには可能な範囲での壁等の撤去が必須となる。また、重量のある図書等の荷重に対しても検証しておくことが求められる。壁等の撤去等に関しては、構造安全性確保の観点からの技術的検証が必要となる。最終的には実施設計段階で判断されるべきことも多いものの、基本計画の段階で大きな方向性を検討しておくことが求められる。

■参考1：図書館スタッフからの要望等を踏まえた留意点

①蔵書数	○現在の図書館を全面移転するのであれば、現在の 65,222 冊の蔵書数に加えて、一定の余裕を見込むことが望ましい。
②床面積の目安	○現在は約 500 ㎡の床面積。「棚間は十分ではなく、本があふれている状態なので 700 ㎡程度あるのが望ましい」という現場の声を考慮すること。
③書棚の間隔・高さ等	○現在の主要な書棚の高さは、一般タイプ 2.1m 程度、同型で背の低いタイプで 1.5 m 程度、壁面据え付けタイプ 2.5m 程度。一般タイプの棚の間隔は 1.3m 程度。 ○「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和 3 年 3 月改定版）」においては、「主要な経路上の廊下の幅は、120cm 以上」、「廊下の幅は、180cm 以上とすることが望ましい」とされている。車いす利用者も含めた利用者の円滑な通行を妨げないよう、建築設計標準を考慮した通路幅を確保すること。 ○「棚の高さを今より一段低くしてほしい」、「できるだけ図書を自分で取りたいので、車いす利用者に配慮した棚の高さとしてほしい（車いす利用者より）」という現場の声を考慮すること。
④必要諸室・スペース、設備等	○図書館運営主体からの次のような必要諸室・スペース、設備等の確保の要望を反映すること。 ⇒湿気対策、バリアフリー、監視カメラ、サービスカウンター、wi-fi、DVD 視聴エリア、雑誌・新聞閲覧エリア、開架・閉架書庫等。 ⇒車いすやベビーカーが通れる棚間、土足での入館、移動図書館や団体貸出がスムーズに行える配置（本を車に積みやすい）、トイレのおむつ交換スペースの確保等。
⑤車いす利用者への配慮	○履き替えなし（土足 OK）、書棚の間隔、書棚の高さ等に関する配慮に加えて、「雨天時にぬれずに障害者用駐車場に移動できるような配慮があると望ましい」という要望を考慮すること。
⑥その他	○①～⑤以外に、現場からは下記のような声がある（一部重複あり）。反映を検討することが望ましい。 -1 図書館事務室・整理作業室から外部駐車場に抜ける出入り口がほしい（団体貸出・移動図書館の便利性的ため）。 -2 絵本・児童書コーナーに近いトイレにはおむつ交換スペースを設置してほしい。 -3 子どもの声が聞こえるスペースとゆっくり本を読んだり、自習できるような静かなスペースがすみ分けられて確保できるとよいと思う。 -4 全集のような文学書は高い棚でよいが、子どもが読むような本等については、棚は低いほうが良いのではないか。 -5 休日等、図書館に来館される方から、南関町の観光名所や地元の美味しい食事をできる場所を問われることがある。

■参考2：公民館利用団体一覧（令和3年度）

	団体名	利用施設 (会議室等)	利用頻度	備考 (凡その利用人数)
1	南関町文化協会	各会議室、大ホール	会議室：月1回程度 大ホール：11/1～5 (南関町文化祭)	約20名
2	松風音楽村	大ホール	年：数回	イベント利用
3	切り絵教室	第一会議室	毎月第4木曜	10名以下
4	からたち朗読の会	視聴覚室	毎月第1火曜	10名以下
5	からたち絵手紙教室	視聴覚室	毎月2回	10名以下
6	南関町地域婦人会	視聴覚室、第一会議室	毎月第1月曜	約15名
7	NPO法人 A-lifeなんかん	視聴覚室 うから館大集会室	毎月第4水曜	約20名
8	俳句会	第一会議室	毎月第3水曜	5名程度
9	南関町消防団 女性消防隊	和室	不定期	10名以下
10	着付教室 (NPO法人 日本文化の推進協議会)	和室	毎月第1・3木曜 夜	鏡を使用 10名以下
11	お花教室（南関町文化協会所属）	第一会議室、視聴覚室	毎月第1・3水曜	10名以下
12	南関宿場町伝楽人	視聴覚室	不定期	約15名
13	南関西部・白毛原開田保全隊	視聴覚室	不定期	
14	西部圃場整備組合	視聴覚室	不定期	
15	フラダンス愛好会 カトレア	和室	毎週金曜	10名以下
16	南関町社会福祉協議会	視聴覚室、第一会議室、 和室	毎月第4水曜 法律相談	不定期会議等有
17	各行政区（新町区）	視聴覚室	不定期	10名以下
18	南関町子ども会連合会	視聴覚室、第一会議室	不定期	約15名
19	南関町民芸保存会	ロビー、視聴覚室	不定期	10名以下
20	文化財懇話会	視聴覚室	不定期	約20名
21	荒南部会（郵便局）	視聴覚室、第一会議室	不定期	※使用料徴収
22	ペン字教室（公民館定例講座）	視聴覚室	毎月第4月曜	約30名
23	英語話そう会（公民館定例講座）	視聴覚室	毎月第2火曜 夜	10名以下
24	郷土史教室（公民館定例講座）	視聴覚室 うから館一階和室	毎月第2火曜	約20名
25	フォークダンス教室 (公民館サテライト講座)	うから館一階フロア	毎月第1木曜	R4年度より自主 講座、10名以下
26	子どもの丘保育園	視聴覚室 うから館大集会室	不定期	
27	ヨガ（A-lifeなんかん教室）	うから館大集会室	毎週水曜 夜	約20名
28	介護予防教室 (福祉課事業：A-lifeなんかんが受託)	うから館和室	毎週金曜	約20名
29	詩吟教室	うから館ボランティア室	毎月第2・4水曜	約5名
30	書道教室	うから館ボランティア室	毎月第2土曜	約5名
31	日本舞踊教室	交流センター		
	町職員組合（町役場）	視聴覚室 うから館大集会室	不定期	※使用料徴収
	各種会議	各会議室	不定期	
	各種講演会（成人式：1/4開催を含む）	視聴覚室 うから館大集会室	不定期	※今後、成人式 の名称変更予定

■参考3：ワークショップで得られた「できること」と「したいこと」の対応一覧

		できる	したい	
主に屋内の活動	読み聞かせ	本・絵本の読み聞かせができる×8 昔話を聞かせる 紙しばいを読むこと	孫/子供と絵本を読みたい など	
	勉強	小学校(生) 低学年の算数なら理解してくれるまでつきあえる 国語教室(子どもに国語) 子どもに理科を教える 小中学生の宿題(寺子屋) みることができます(してます)	学習スペースで息子を勉強させたい 子供と一緒に夏休みの自由研究をしたい!	
	習い事	ヨガ教室 料理教室、みそづくり 生花できます お茶(表子家)を教えることができる	ヨガ、ピラティスなどの教室に参加したい/外ヨガ リース作り・スワッグ作りといったお花のワークショップに参加	
	健康	整体マッサージが出来る	(まったりしたい)(トレーニングしたい)	
	料理教える・出店	あげまきずしがつくれる 不定期でコーヒー屋さんを開きたい 食堂のお手伝いできます 田舎料理が出きます 南関そうめん、南関あげの料理教室 料理教室(指導) 衛生管理ができる 調理室で自慢の本格カレーを沢山作って、町の皆さんに食べてみそづくり	コーヒーと本でゆっくりしたい×3(カフェの)飲み物をもって読書×2 子守しながらコーヒーとたばこ カフェで休みたい・ぼーっとしながら美味しいコーヒーを飲みたい 軽食…まんじゅう、から揚げ、ちょっとしたものを食べたい 地域子ども食堂 ソーメンづくり体験 高齢者と若い人達との食を通じた交流会 料理教室に参加したい×3(大人・子供・海外・カレー、かー)	
	音楽	バンドの演奏ができます 合唱の練習(指導) 生演奏コンサートの企画	音楽が聞きたい(ミニコンサート等) バンドの練習がしたい 楽器を演奏したい	
	相談に乗る	移住等の相談の窓口対応出来る 子育て制度の活用方法を助言できる 就労相談に乗れる Instagramで宣伝ができる	移住者が相談したい	
	話す	話し合手になれます サロンができる	セミナーを受けたい	
	スキル・物交換等	衣類の修理が出きます 裁縫できます	南関町版「ジモティ」のような情報交流があるといいな(ゆずります、ペット譲渡会) 不要になった本や絵本の物々交換がしたい	
	子供と安心して過ごす	子どもを叱れます マージャンのルール教えます(子どももOK!) うから館下校の見守り?ができます? 本を使ってのゲーム感覚で遊ぶ アニメーション	小さな子供が天候関係なくのびのび遊べる 幼児・子供の見守りし共に遊ぶ 孫と遊びたい 子供バス停として利用させたい 子供を安全に預けたい	
	人集め	県内の協力隊、現役、OG、OBに声掛けして呼べる マルシェ…ハンドメイド作家等の出展者集め・キッチンカー集め	キッチンカー・出店で食べ歩き マルシェをしたい	
	物集め	野菜の販売 作った米を持って来ることができる 週に1日2日レンタルスペースで炊飯器ケーキを販売したい 自家で作った野菜加工品などをフリーマーケットで販売できる		
	主に屋外の活動	まち歩き	歴史関係の町あるきガイド(要予約)	子ども達と町あるきをしたい 観光案内を発信・案内をしてほしい
		体を動かして遊ぶ	木のぼりがおしえられます! 子供たちと遊ぶのが好きです。できます。 スポーツできる!子どもたちと一緒に体を動かせる	木のぼりをさせたい 自然体験を子どもしてみたい 広バ、川etc…川あそびがしたい (夏休みの自由研究が終わったら)外でBBQがしたい
		外の景観を整える	子ども会や学校の「花いっぱい運動」等の美化作業を手伝える 芝生の芝刈り・草刈り	四季を楽しみたい。デザインされた庭や景観を。
		交通	乗り合いタクシーを利用した送迎	うから館までのバスの運行

3. コンセプト

うから館のある「関町中心市街エリア」は町役場を中心として、歩ける範囲に多様なまちの機能や魅力が点在しており、ウォーカブル＝「歩いて楽しい」「歩きたくなる」エリアとしてのポテンシャルを有している。そこで、エリアのビジョンとして、「まちの人の“顔”に出会える『歩きたくなる』まち」を掲げ、その実現に資するよううから館の活用・改修を行うことを基本的な考え方とする。

うから館は「日常（日々の買物等）」、「歴史（史跡・寺社等）」、「自然（里山、田園等）」の3つの個性あるゾーンの接点にあり、南関町らしさを最も感じることでできる場所である。この場所の強みを活かし、活用のコンセプトを「『郷ごころ』を育てる“あそび”を軸にした多世代交流拠点」とすることを提案する。これは、こどもたちの利用に軸足を置いた多世代交流の場所づくりが町への愛着（＝郷ごころ）を深めることにつながり、さらには町の将来のカギを握ると考えることによる。また、こどもの声が聞こえるような多世代交流拠点をつくることで、親世代や高齢者世代等も町の未来の可能性を信じ、誇りを醸成していくことにつながると考える。

4. ゾーニング（基本的な機能配置）の方針 ～3（広場・集会交流・図書館）+ 1（飲食）のあそび場

うから館は東側の町道と芝生広場（ふれあい広場）に面しており、町道からの視認性が高い。加えて、町道はうから館と関町商店街・町役場等とつながっておりウォーカブルなエリアを実現する上で重要な道であること、町のシンボルである大津山を望めること等、強い場所の力がある。一方、うから館は南側の吹き抜けのある開放的なホール部分と北西部の奥まった旧温浴施設部分の2つから構成されるという特徴がある。こうしたうから館の場所性や現機能配置等を考慮して、下図のような「3+1」の“あそび場”によるゾーニング（基本的な機能配置）の方針を提案する。

■ ゾーニングの方針



なお、うから館の現浴室部分を書架のある開架スペース等として活用することは構造耐力上可能という見通しが立ったことから、現図書館の全面移設とともに多世代交流機能の充実を図る方向で検討を行うこととしている。図書館機能を分散させるよりも、町民の利用のしやすさや利用者が集積することによる波及効果の観点から合理的と考えられる。

5. 計画方針

うから館活用ビジョンに示すような、「誰もが気軽に参加できる、まちに「ひらかれた」あそびの場」の形成を目指し、主な計画方針として、次の10点を掲げる。

■うから館活用ビジョン



1) “いつもの”“みんなの”あそび場（広場）

方針 1-1 ～使いこなせるあそび場～ 東側のふれあい広場等を建物内部までつないで、内外を一体的に利用できる空間とする。こどもが自由に使いこなせるあそび場や日常的なコミュニティが醸成される賑やかな場として整備する。

方針 1-2 ～児童コーナー等～ 建物内部のあそび場に隣接して児童コーナーと小上がりを併設。奥（西側）の図書館機能と緩やかにつなげていく。

2) “みせる”“つくる”あそび場（集会交流機能）

方針 2-1 ～2階の集会室を補完～ 現在の2階の集会室を補完する集会交流機能として、旧公民館の活用状況やワークショップでの参加者の声等を考慮しつつ、様々な活動に使える現ホール以外に7つの個室（和室、フリールーム、調理実習室、音楽室、研修室3室）を配置する。

方針 2-2 ～活動を見せる(外に開く)～ 個室での活動はホールに対して見えるように設けるとともに、南側のカーテンウォールの更新等により、活動の様子を外に開くこととする（出入りも可能に）。

3) “ふかめる”“まなぶ”あそび場（図書館機能）

方針 3-1 ～静かな場所～ 構造耐力上、撤去可能な壁はできるだけなくし、空間を緩やかにつなげる。東側の広場から奥（西側）に行くほど静かな場所（開架スペース、閲覧スペース、自習コーナー等）として、自らを深め、学びを重ねる場として整備する。

方針 3-2 ～約 1,000 ㎡の図書館スペース～ 約 8 万冊の図書を収蔵できるよう、約 920 ㎡の図書館スペースを整備（現況：約 6.5 万冊/約 500 ㎡）。壁面以外の書棚の高さは 1.5m 程度、通路幅 1.8m とし、ゆとりと見通しを確保する。

4) “であう”あそび場（飲食機能）

方針 4-1 ～3つの遊び場の結節点～ 広場・集会交流機能・図書館機能の3つの遊び場をつなぐ結節点として、憩いの場となる“であう”あそび場（飲食機能）を配置。図書館を訪れた人もホールで活動していた人も、広場で遊んでいた親子も、いろいろな人と出会える場として整備する。

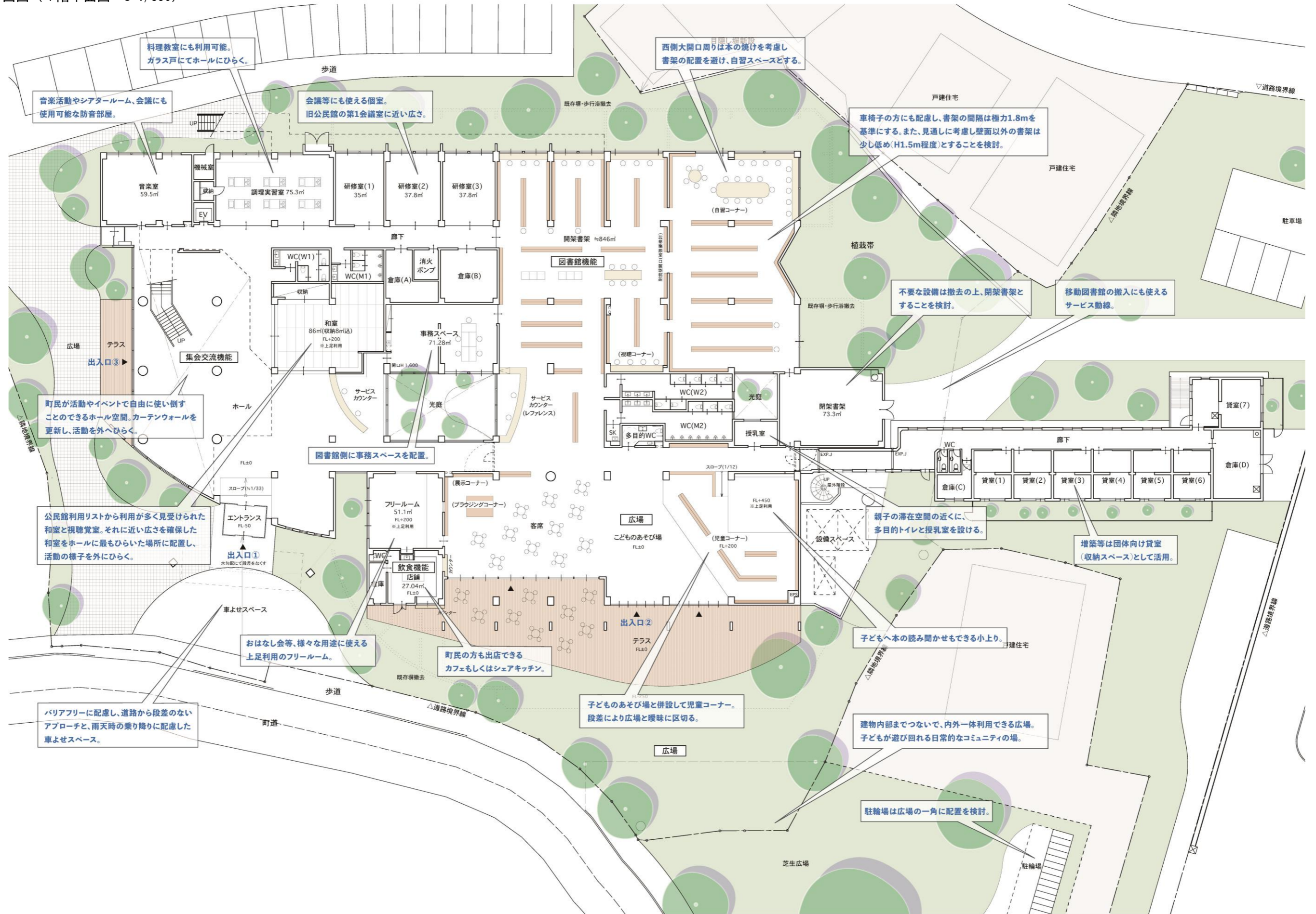
方針 4-2 ～外に開かれた店舗～ シェアキッチンとしても活用できる店舗を屋外のテラスに面して配置。外からもカウンターでの飲食物の受け渡しができるようにするとともに、飲食スペース（テーブル、いす等）を設ける。

5) 動線の考え方

方針 5-1 ～3つの入口と2つのカウンター～ 1階には現エントランスに加え、「いつもの”みんなの”あそび場（広場）」及び「みせる”つくる”あそび場（集会交流機能）」に出入口を設ける。それら3か所の出入口では、入館者を緩やかに監視できるよう、2か所のサービスカウンターを設ける。本の盗難防止を目的としたブックディテクションシステムの導入等は今後の検討課題とする。

方針 5-2 ～1階は下足利用～ 現図書館と同様、1階は下足利用（和室・フリールームを除く）とする。2階は現ホール（2階）で履き替えを行い、上足利用とする。

■基本計画図（1階平面図 S=1/350）



6. 設備計画方針

現地調査結果等を踏まえ、各設備について次のような改修方針を設定する。

今後 30 年程度、改修後のうから館を活用することを考慮し、今回の改修工事に含めたほうがコスト的にも合理的な設備改修は実施することを基本とする。一方で、継続使用が可能な設備で、後に不具合が発生した場合に、その設備を容易に更新できるものに関しては、活用していくこととする。また、基本設計段階では次のような方針とするが、実施段階でできるだけコストダウンできるよう精査を行い、必要に応じて見直しを行う。

■設備計画方針一覧

【A. 屋外 インフラ関連】

1-1	受水槽	○位置は変更しない。今後、30 年程度、うから館を活用することを考慮し、受水槽は現在の使用量に合わせて更新する方向で検討。
1-2	井戸ポンプ	○再利用する。
1-3	ポンプ室（給水ポンプ）	○ポンプ室内の加圧給水ポンプについては、比較的新しいので再利用する。
1-4	上水引込	○井水を継続して利用。
1-5	高圧引込設備	○外構再整備を行う方針であることから、新たに建柱し移設。移設位置は検討の上、決定。
1-6	受変電設備（屋外キュービクル）	○キュービクルは改修後の負荷容量に合わせ更新の方針とし、実施設計段階で精査する。高圧引込ケーブルも更新。

【B. 電気設備（建物内）】

2-1	発電機設備	○避難所利用の想定：一時避難のみで、想定避難人数は 438 人。メインの避難場所は 2F 大研修室。使用トイレは 2F（場合によっては 1F ロビーのトイレ開放も検討）。 →照明・非常用コンセント・井戸ポンプ等への電源供給を見込んだ容量等を検討のうえ、必要に応じて配置変更等を判断する。 ※参考[現況の発電機]：53.5kva（タンク内臓：軽油 20L）、2F 大研修室の排煙ファン・消化ポンプ盤に電源供給
2-2	電灯・動力分電盤等	○分電盤・ケーブル等：更新 ○照明器具・配線器具：更新⇒省エネ効果も見込める LED 化を図る。 ○防災用照明器具（誘導灯・非常灯）：更新⇒不具合が発生する可能性があるため。
2-3	弱電総合盤の移設（現在は事務室内に設置）	○総合盤・配線ともに更新し、総合盤は改修後の事務室へ設置。総合盤のサイズ等を検討の上、配置等を検討する。
2-4	非常警報設備	○応急対応のコストや単独更新の困難さから、2-3（弱電総合盤）と同時に更新する。
2-5	自動火災報知設備	

2-6	エレベーター	○油圧機器が既に製造停止されており（部品在庫あり）、制御盤内の主要部品も 2023 年に供給停止になること等を考慮し、全面リニューアルも含めて検討する。
2-7	温浴施設用機械 室内の電気設備	○増築棟含めて温浴施設として継続活用せず、閉架書庫として利用するため、全撤去の上、必要な電気設備を計画。

【C. 機械設備（建物内）】

3-1	温浴施設用機械 室内の機械設備	○増築棟含めて温浴施設として継続活用せず、閉架書庫として利用するため、全撤去。
3-2	増築棟機械室の 機械設備	○温浴施設として継続活用しないため、全撤去。
3-3	1F の空調	○研修室や調理実習室等の比較的新しい空調機は再利用するが、基本的に更新(空調方式要検討)。
3-4	調理実習室の設 備機器	○換気設備・調理機器・流し台・給水管、排水管、ガス管等：基本的に既存設備を継続利用。
3-5	調理室(厨房)の設 備機器	○個室として利用するため、全撤去のうえ、東側の店舗部分の厨房は新設する。
3-6	給排水の配管	○今後、30 年程度、うから館を活用することを考慮し、更新する方向で検討。ピット内ルートは要検討。
3-7	2F 設備関係	○ロビーエアコン以外は既存設備機器を利用。1F と 2F の配線接続方法は要確認。ホール等意匠に関わる空調は要検証。
3-8	トイレ	○衛生器具：排水管を更新することから、1F の衛生器具は全面更新。なお、2F は不具合が発生しているものは更新する等、状況に応じる。 ○1F と 2F の配管接続位置は確認のうえ調整。

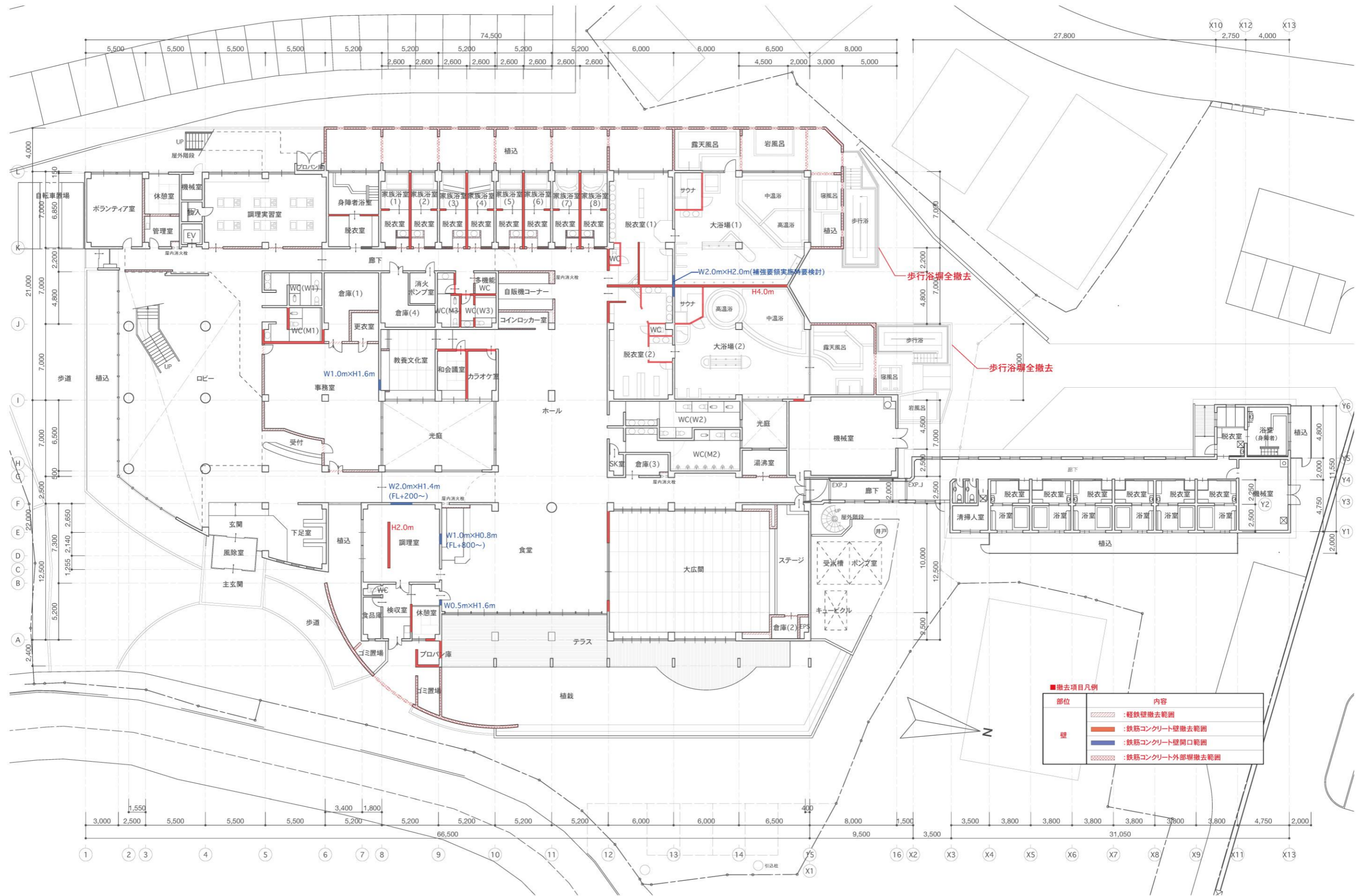
【D. その他】

4-1	消防設備	○屋内消火栓ポンプ：既存設備を継続利用。 ○屋内消火栓：既存設備を継続利用。※要移設の 1 か所については、消防への設置届が必要。
4-2	防火槽（もと浄化 槽）	○存置。外構補修の必要性等を検討。
4-3	排煙設備	○各室の排煙確認：実施設計段階で行う。 ○排煙ダクト・機器：運転・作動状況を要確認。

7. 撤去可能な壁等に関する構造検討

1 階部分の改修計画にあたり、既存の内壁等の一部を撤去等する必要がある。既存の構造図等を参照しつつ検討を行った結果、次頁に示す壁を撤去したとしても、構造耐力上、問題ない見通しであることを確認している。実施設計段階で安全性に十分留意しながら、精査を行う方針とする。

■構造検討図（撤去を行う内壁等位置図 S=1/350）



8. 運営方式について

改修後のうから館の主な運営方式として、「A. 直営＋部分業務委託方式」、「B. 業務委託方式」、「C. 指定管理者方式」が考えられる。来年度、実施設計と並行して運営方式の検討を進めることとする。

■主な運営方式の比較

	A. 直営＋部分業務委託方式	B. 業務委託方式	C. 指定管理者方式
①概要	地方公共団体による直接運営を基本として、民間事業者等が部分的な業務委託を受ける方式	民間事業者等が施設の運営全般に関する業務委託を受ける方式	地方自治法第244条の2に基づき、民間事業者等が施設の管理権限の委任を受けて包括的に運営を行う方式
②施設の管理権限	地方公共団体	地方公共団体	指定管理者
③施設の設置者責任	地方公共団体	同左	同左
④手続き	入札等	入札・プロポーザル等	プロポーザル方式等 議会の承認を得る必要。
⑤期間	1年を基本	1年を基本（注）	3～5年が一般的

注）ただし、業務の履行状況の評価が良好であれば、一定期間は随意契約により契約更新（例：3年）される等、業務継続による業務受託者・利用者双方への配慮が行われることが一般的。

9. 事業スケジュール（案）

事業スケジュールの想定は次のとおりである。次年度（令和5年度）に実施設計、令和6年度に工事を実施し、令和7年度の開業を予定。

■事業スケジュール（案）

R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
基本設計等	実施設計	改修工事	準備⇒開業

10. 事業費について

町の一般財源がなるべく少なくなるように、事業費の7割が地方交付税として町に補填される過疎債（過疎対策事業債）及び、事業費の50%程度が補助される国の補助金制度（地方創生拠点整備交付金を予定）を活用する。

過疎債（過疎対策事業債）及び地方創生拠点整備交付金の制度概要は右記のとおりである。

■活用を検討している事業費関連制度

<p>過疎債 (過疎対策事業債)</p>	<p>■概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域の持続的発展に関する特別措置法（令和3年法律第19号）により過疎地域と判定された市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債。 ・充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入。 <p>■対象事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業・ソフト事業を対象としている。 ・ハード事業として、産業振興施設等、交通通信施設、厚生施設等、教育文化施設、集落再編整備、再生可能エネルギーを利用するための施設が含まれている。 ・「図書館」は教育文化施設に含まれており、その整備事業に対して起債が可能である。
<p>地方創生拠点整備交付金</p>	<p>■事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方版総合戦略に位置づけられた事業であって、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。 ・これにより、所得や消費の拡大を促すとともにまちを活性化させ、地方の定住・関係人口の拡大に寄与することを目的とする。 <p>■事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町村、一部事務組合、広域連合 <p>■対象事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方公共団体において、それぞれの地方版総合戦略に位置づけられた事業全般を対象とする。具体例は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 例1：地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設 ▶ 例2：地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設 ▶ 例3：地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設 ・建築基準法の「建築物」（＝「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの」）に該当するものが本事業の整備対象施設となる。 <p>■財政支援措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率1/2 ※地方負担に対する地方財政措置については、一般補助施設整備等事業債の対象となる予定 <p>■留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に基づく交付金（法律補助）。地域再生計画について内閣総理大臣の認定を受けた事業に対して交付される。